

## 太田市ママヘルプ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、女性の出産前及び出産後の精神的及び身体的負担を軽減することにより、安心して育児や日常生活が営めるよう支援することを目的として、当該女性の属する家庭に援助者（以下「まかせて会員」という。）が訪問して、育児、家事等の必要な便宜（以下「サービス」という。）を提供する太田市ママヘルプ事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の委託)

第2条 市長は、事業を効果的な実施が見込まれる特定非営利活動法人その他の団体に委託することができる。

### (サービスの対象者)

第3条 サービスを受けることができる者は、第5条第2項の利用期間に該当する女性であって、次の各号のいずれにも該当するもの又は市長がやむを得ない事情があると認めたものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 入院等をしていない者
- (3) 一日の全部又は一部において、育児、家事等を代わりに行う家族がいない状態である者

### (サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳児のもく浴介助その他の育児の補助
- (2) 食事の準備及び後片付け
- (3) 居室等の掃除及び整理整頓
- (4) 衣類の洗濯等
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

### (サービスの実施時間等)

第5条 サービスを実施する日及び時間は、12月29日から翌年の1月3日までを除く日の午前8時から午後6時までとする。

2 サービスを利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により母子健康手帳を交付された日から出産の日後1年を経過する日の前日までとし、利用回数は、30回（多胎妊娠の場合においては、60回）を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該女性の家庭の状況を勘案し、やむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で、前項の利用期間を延長し、又は利用回数を増やすことができる。

### (サービスの単位等)

第6条 サービスは、1時間を単位として、1日当たり2時間を限度とする。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

### (サービスを受ける者の届出)

第7条 サービスを受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ、ママヘルプ事業利用登録届出書（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第5条第2項の利用期間の前においてもすることができる。

(サービスの申込み)

第8条 利用希望者は、サービスを受けようとする日の7日前までに次の各号に掲げる申込みの区分に応じ、当該各号に掲げる様式により、市長(事業を委託した場合は、委託先を経由)に申し込むものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 初回の申込み ママヘルプ事業利用申込書兼利用報告書(初回)(様式第2号)

(2) 2回目以降の申込み ママヘルプ事業利用申込書兼利用報告書(継続)(様式第3号)

(サービスの中止)

第9条 市長は、利用希望者及びその世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスを中止するものとする。

(1) 感染性の疾病があると認められるとき。

(2) 疾病により入院が必要と認められるとき。

(3) まかせて会員に対し危害を加えるおそれがあると認められるとき。

(4) その他まかせて会員の訪問に支障があると認められるとき。

2 前項の規定によりサービスを中止したときは、ママヘルプ事業サービス中止決定通知書(様式第4号)により、利用者に通知するものとする。

(利用料等)

第10条 サービスを受けた者は、まかせて会員に対し、利用料等として、別表に定める額を支払うものとする。

(まかせて会員の登録の要件)

第11条 まかせて会員の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市又は隣接市町に在住している者

(2) 心身ともに健全で、出産前及び出産後の女性並びに乳児の福祉に理解と熱意を有している者

(3) 家事又は育児の経験及び能力を有する者

(4) 次のアからカまでに掲げるいずれかの資格等を有する者

ア 保健師

イ 看護師

ウ 助産師

エ 保育士

オ ホームヘルパー養成講習3級課程以上修了者

カ 乳幼児の養育に経験があり、太田市ファミリー・サポート・センターが実施する会員登録講習会又は同等の研修を受けた者

(まかせて会員の登録)

第12条 まかせて会員の登録を受けようとする者は、あらかじめ、まかせて会員登録届出書(様式第5号)により、市(事業を委託した場合は、委託先)に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第10条関係）

### 1 利用料

区分	1時間当たり	
	平日	土曜日、日曜日及び祝日
8:00～18:00	800円	900円

※ 育児、家事等の援助に係る乳児の人数が2人以上である場合には、一律上記料金の半額を加算する。

※ 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

### 2 援助外出費

内容		料金（1回当たり）
援助外出費	自家用車を利用した場合	市内300円 近隣の市外500円 遠方30円/km
	公共交通機関又はタクシーを利用した場合	実費

※ 援助外出費とは、まかせて会員がサービス実施のために自家用車を使用した場合のガソリン代等相当額又は公共交通機関若しくはタクシーを利用した場合のまかせて会員の分の実費とする。

※ サービス実施のため支援を受けたい会員宅へ自家用車又は公共交通機関若しくはタクシーを利用して行く場合に要する費用も、援助外出費に含まれるものとする。

### 3 援助活動取消料

区分	取消料金
前日までの取消し	無料
当日取消	400円
無断取消	1,100円